

あなたの自転車は大丈夫？

自転車の点検・整備
していますか？

整備不良の車両は思わぬ事故を引き起こします！

茨城県交通安全条例

県民は、その利用する自転車の定期的な点検・整備に努めなければなりません。

合い言葉は「**ぶ た は しゃ べる**」

ぶ

ブレーキ

ぜんご
前後とも
よくききますか？

た

タイヤ

くうき じゅうぶん はい
空気は十分に入っ
ていますか？
すり減っていませんか？

は

反射材

よご こわ
汚れたり壊れたり
していませんか？

自転車に
乗る前には必ず
セルフチェックを
しましょう。

しゃ

車体

きれつ はっせい
亀裂やさびは発生
していませんか？
ハンドルやサドルに
がたつきは
ありませんか？

べる

ベル

よく鳴りますか？

※年に一度は、自転車安全整備士のいる自転車販売店等で点検整備を行いましょう。

「安全な自転車」を「安全運転」して、交通事故防止！！

自転車保険 入っていますか？

事故を起こしてしまったときに備えて、
自転車保険(賠償責任保険)に入りましょう！

自転車事故での
高額賠償事例も発生しています！

損害賠償額

9,521万円

(神戸地裁 H25.7.4判決)

男子小学生(11歳)が夜間、帰宅途中に自
転車で走行中、歩道と車道の区別のない
道路において歩行中の女性(62歳)と正
面衝突。女性は頭蓋骨折等の傷害を負
い、意識が戻らない状態となった。

損害賠償額

9,266万円

(東京地裁 H20.6.4判決)

男子高校生が昼間、自転車横断帯のかなり
手前の歩道から車道を斜めに横断し、
対向車線を自転車で直進してきた男性会
社員(24歳)と衝突。男性社員に重大な
障害(言語機能の喪失等)が残った。

損害賠償額

6,779万円

(東京地裁 H15.9.30判決)

男性が夕方、ペットボトルを片手に下り坂
をスピードを落とさず走行し交差点に進
入、横断歩道を横断中の女性(38歳)と衝
突。女性は脳挫傷等で3日後に死亡した。

自転車保険の加入は茨城県交通安全条例で定められています

県民の皆様へ

- 自転車を利用する場合は、自転車保険への加入に努めなければなりません。

保護者の皆様へ

- お子様が自転車を利用する場合、自転車保険への加入に努めなければなりません。
- お子様に対して、交通事故の防止及び自転車の安全な利用について必要な指導を行うよう努めなければなりません。

事業者の皆様へ

- 事業に自転車を使用する場合、自転車保険への加入に努めなければなりません。
- 自転車通勤をしている従業員に対して、保険加入促進のための啓発と情報提供に努めなければなりません。

自転車販売店の皆様へ

- 自転車の購入者に対して、保険加入促進のための啓発と情報提供に努めなければなりません。

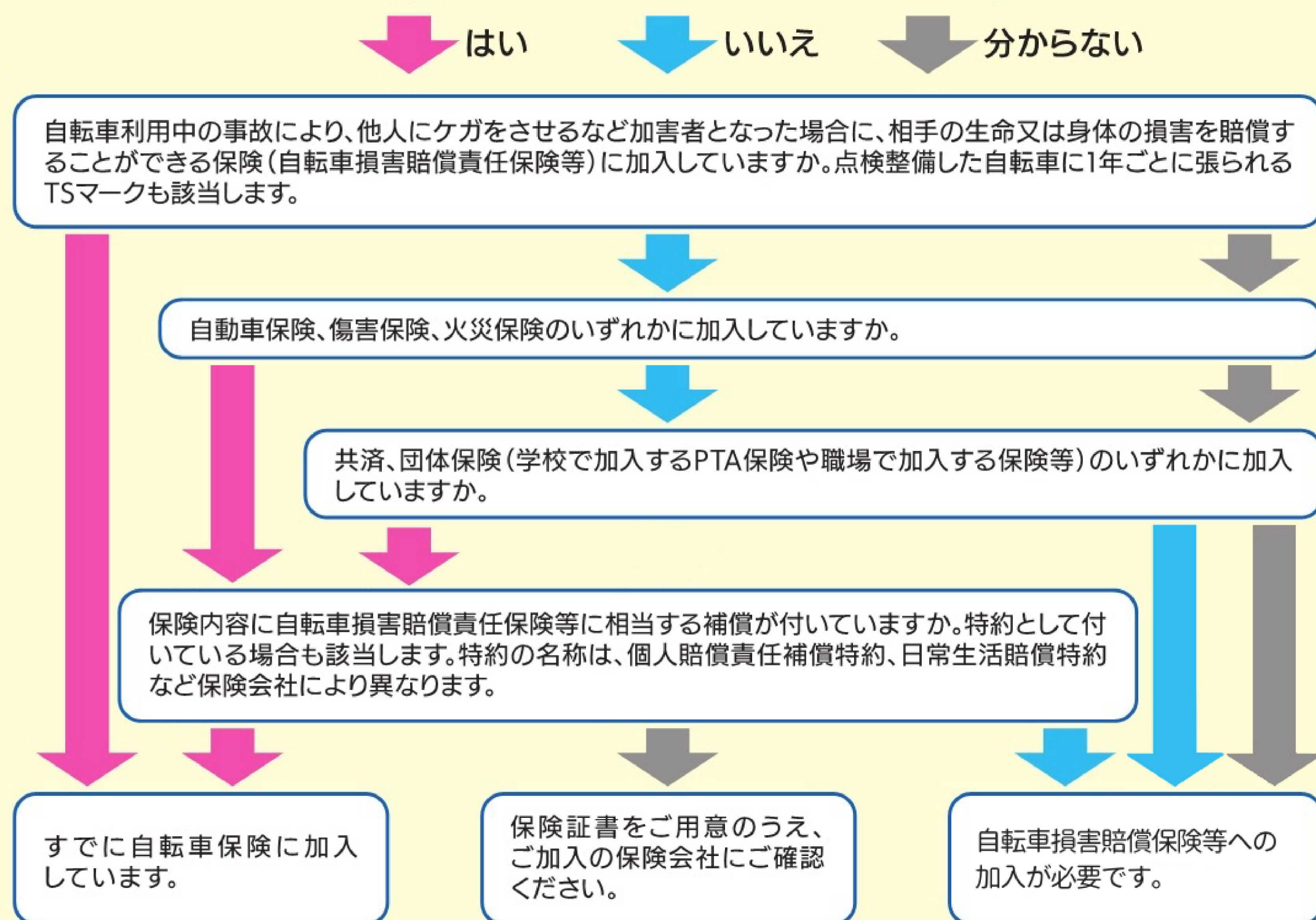
●問い合わせ先●

茨城県生活文化課 安全なまちづくり推進室 TEL.029-301-2842

茨城県生活文化課 安全なまちづくり推進室

自転車保険加入のチェックシート

～万が一の加害事故に備えて、ご家族で確認してみましょう～



知っていますか？

！TSマーク



TSマーク種類			
傷害補償	○入院15日以上(一律) 5万円 ○死亡・重度後遺障害 1～4級(一律) 50万円	○入院15日以上(一律) 10万円 ○死亡・重度後遺障害 1～4級(一律) 100万円	○入院15日以上(一律) 1万円 ○死亡・重度後遺障害 1～4級(一律) 30万円
賠償責任	○死亡・傷害(制限なし) ※示談交渉サービス付き 限度額 1億円	○死亡・重度後遺障害 1～7級 限度額 1億円	○死亡・重度後遺障害 1～7級 限度額 1,000万円
見被害者金	なし (賠償責任補償により対応)	○入院15日以上(一律) 10万円	なし

万が一の加害事故に備えた自転車保険って…？

〈日常生活での賠償責任保険等〉(個人向け)

自転車保険の種類	保険の概要
個人賠償責任保険	自転車向け保険(サイクル保険等)
	自動車保険の特約
	火災保険の特約
	傷害保険の特約
団体保険	会社等の団体保険
	PTAの保険(総合保障制度等)
共 済	全労済、県民共済、市民共済など
クレジットカードの付帯保険	クレジットカードに付帯した保険
TSマーク付帯保険	自転車の車両に付帯した保険

〈業務中での賠償責任保険等〉(事業者向け)

自転車保険の種類	保険の概要
施設賠償責任保険	業務遂行中の事故に備えた保険
TSマーク付帯保険	自転車の車両に付帯した保険

ヘルメットを着用しましょう



自転車死亡事故の原因の多くは頭を強打したもので、「ヘルメットを着用している」ときと比べて「着用していない」ときは1.7倍も高くなっています。ヘルメットを【着用していなかった】、かぶっていても【正しく着用していなかった】等、様々な理由があります。「ヘルメットをあごひもをせずにかぶる」「首にかける」では頭は守れません。正しく着用しないと、ぶつかった衝撃で飛んでいってしまう可能性があります。自転車を運転する際は、必ず自転車乗車用ヘルメットを着用してください。また、SGマーク等の安全基準を満たしたものを着用するようにしましょう。



SGマークは「Safety Goods」の略で、消費者の安全を守るために製品の安全性を認証する制度です。